熊谷地区
全域
群馬県：明和町、千代田町
埼玉県：行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市、滑川町、嵐山町、吉見町
一部
茨城県：古河市、五霞町
栃木県：栃木市、小山市、野木町
群馬県：伊勢崎市、太田市、館林市、板倉町、大泉町、邑楽町
埼玉県：さいたま市、熊谷市、東松山市、春日部市、深谷市、上尾市、桶川市、北本市
蓮田市、幸手市、伊奈町、小川町、川島町、鳩山町、ときがわ町、寄居町
宮代町、白岡町、杉戸町
静岡地区
全域
静岡県：焼津市
一部
静岡県：静岡市、富士宮市、島田市、富士市、藤枝市、牧之原市、吉田町
徳島地区
全域
徳島県：徳島市、鳴門市、小松島市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
一部
兵庫県：南あわじ市
徳島県：阿南市、吉野川市、阿波市、勝浦町、佐那河内村、神山町、那賀町
香川県：さぬき市、東かがわ市

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３９８号
静岡県田方郡函南町仁田157番地の７
債務者　齋藤のり子
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
静岡県田方郡函南町仁田157番地の７
債務者　齋藤　臣勇
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９２８号
京都市伏見区横大路下三栖山殿１番地　ハイム伏見Ａ棟406
債務者　アスカコーポレーションこと　大村秀一
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６０号
京都府八幡市八幡科手２－１　豊園住宅Ｃ－１、住民票上の住所京都府八幡市橋本北ノ町15番地　リバーサイド橋本104
債務者　野島　恵子
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３９号
京都市伏見区久我御旅町３番地40　アネックス久我の杜Ⅱ103号
債務者　下平　吉宏
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３６号
京都市中京区聚楽廻中町40番地10　メゾン・ド聚楽201
債務者　石原商店こと　石原　拓生
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８６号
京都市左京区一乗寺西水干町32番地　コーポバイロン407号室
債務者　吉野　喜造
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９８号
京都府宇治市木幡南山畑33番地の３　木幡ハウス303号
債務者　大村　ゆみ
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９９号
京都市山科区東野竹田１番地99
債務者　高木こと　林　　光栄
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４９号
京都市東山区本町17丁目315番地２
債務者　古江美智子
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４９５号
京都府向日市物集女町クヅ子６番地の２　ドルチェクロダ101
債務者　下野工業こと　下野　靖幸
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７３号
京都市山科区椥辻東浦町32番地
債務者　青野　泰敏
１　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係